

## まさか私も？ 女性の貧困

年齢を問わず働く女性が増えている中、貧困に陥る女性の存在が明らかになってきました。家計や身近な事柄から女性の貧困を考えます。



(公財) あいち男女共同参画財団

## 65歳以降、 収入の男女格差が拡大

### 収入面から見た性・年齢別世帯貧困率

年齢	女性世帯主 (%)	男性世帯主 (%)
18歳	12.7	10.7
24歳	8.0	6.0
25歳	7.9	7.1
34歳	9.0	7.1
44歳	11.8	9.0
54歳	11.4	9.0
64歳	13.0	10.2
74歳	21.9	14.0

収入面では、ほとんどの年齢で女性世帯主の方が貧困率が高く、**65歳以降は男性世帯主との差が広がっています。**

出典：総務省「2019年全国家計構造調査」

(公財)あいち男女共同参画財団

## 資産面でも女性は 定年後に貧困危機

### 資産面から見た性・年齢別世帯貧困率

年齢	女性世帯主 (%)	男性世帯主 (%)
18歳	32.0	31.0
24歳	28.6	24.7
25歳	24.7	22.3
34歳	23.1	17.2
44歳	19.4	14.7
54歳	17.2	14.9
64歳	21.1	15.3
74歳	27.5	15.3

現在の貯蓄から生命保険などを除いた資産の保有状況を見ると、**65歳以降は女性世帯主の貧困率が男性世帯主を上回っています。**

出典：総務省「2019年全国家計構造調査」

(公財)あいち男女共同参画財団

## 現役時代の収入が 老後の年金額に反映

### 公的年金・恩給給付額（世帯平均）の比較

年齢	男性世帯主 (万円)	女性世帯主 (万円)
65～74歳	144.0	48.8
75～84歳	197.6	67.3
85歳以上	203.8	51.9

年金給付世代になると、厚生年金加入期間の長さによって給付額に男女差が生まれます。

出典：総務省「2019年全国家計構造調査」

(公財)あいち男女共同参画財団

## 死別によって 年金収入が減ることも

平均寿命は男性が81.64歳に対し、女性は87.74歳で**6.11年の差**があります。男性の年金が主な収入源の場合、夫婦で健在なうちは良くても、女性は配偶者と死別すると、貧困に陥りやすくなります。

出典：厚生労働省「令和2年簡易生命表の概況」



(公財)あいち男女共同参画財団

## 老後に備えたくても できない非正規女性

### 収入面から見た女性世帯主の年齢・就業形態別の貧困率

年齢	女性正社員 (%)	女性派遣社員 (%)	女性パート (%)
18歳	44.3	15.2	4.3
24歳	33.9	11.2	3.0
25歳	35.7	24.7	2.7
34歳	44.6	25.3	2.0
44歳	17.6	14.2	2.7
54歳	10.3	9.8	2.7
64歳	27.8	2.8	2.8

派遣社員・パートの貧困率は、働き盛りの年代でも**20～40%以上**と高く、老後に備えることが難しくなっています。

出典：総務省「2019年全国家計構造調査」

(公財)あいち男女共同参画財団

**若い世代で問題化  
「生理の貧困」**

経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいること。  
女性は**毎月**の生理の度に、ナプキン(数種類)・生理用ショーツ・鎮痛剤などが必要になります。体質によって**たくさん必要**な人もいます。

出典：厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」結果概要（2022年）  
（公財）あいち男女共同参画センター

**生理の貧困は  
女性の社会生活に影響**

生理用品の不足はプライベートだけでなく、**仕事や学校**などの社会生活にも影響する問題です。

ここ6か月の間に、生理用品を購入・入手できないことが理由で経験したこと

	よくあるときどきある あまりない	全くない
プライベートのイベント、遊びの予定をあきらめる	17.8	21.6
家事・育児・介護が手につかない	12.3	19.3
学業や仕事に集中できない	13.7	18.6
学校や職場を遅刻、早退、欠席する	16.2	16.2
予定・仕事中の休憩の頻度を減らす	22.1	17.4
出勤日数を減らす	12.1	13.9
出勤時間を減らす	7.1	12.9

20~30%の女性が困った経験アリ

出典：厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」結果概要（2022年）  
（公財）あいち男女共同参画センター

**女性が安心・自立して  
暮らせるために**

困難を抱える女性への多様な支援を包括的に提供する法律が、**2024年4月**に施行されます。

**困窮女性支援法**

- 女性相談支援センターによる支援
- 各都道府県は基本計画を策定
- 関連機関と民間の団体が協働

出典：「官報」令和4年5月25日号外第111号  
※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律  
（公財）あいち男女共同参画センター